

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2017-74984

(P2017-74984A)

(43) 公開日 平成29年4月20日(2017.4.20)

(51) Int.Cl.	F 1	テーマコード (参考)
B 6 5 D 85/00 (2006.01)	B 6 5 D 85/00	Z 3 E 0 6 8
A 6 1 B 1/00 (2006.01)	A 6 1 B 1/00	3 0 0 B 4 C 1 6 1
A 6 1 B 50/30 (2016.01)	A 6 1 B 19/02	5 0 5

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号	特願2015-204891 (P2015-204891)	(71) 出願人	000206473
(22) 出願日	平成27年10月16日 (2015.10.16)		大倉工業株式会社
		(72) 発明者	山▲崎▼ 淳司
			香川県丸亀市中津町 1 5 1 5 番地 大倉工業株式会社内
		(72) 発明者	▲高▼石 佳樹
			香川県丸亀市中津町 1 5 1 5 番地 大倉工業株式会社内
		(72) 発明者	折原 正直
			香川県丸亀市中津町 1 5 1 5 番地 大倉工業株式会社内
		(72) 発明者	福元 隆広
			香川県丸亀市中津町 1 5 1 5 番地 大倉工業株式会社内

最終頁に続く

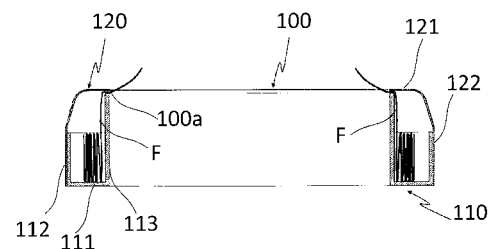
(54) 【発明の名称】 カメラ用ドレープフィルムを収納する収納容器及びカメラ用ドレープ

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】カメラ用ドレープフィルムを収納しカメラと内視鏡の接続を容易にする収納容器及びカメラ用ドレープを提供する。

【解決手段】内視鏡が接続されるカメラを覆う円筒状のカメラ用ドレープフィルムFを収納する収納容器100において、カメラ用ドレープフィルムFが載置される環状の底部111と外壁部112と内壁部113とを有する内容器110と、環状の天井部121と天井部121の外周端から下方に延びる壁部122とを有する外容器120とを備え、内容器110と外容器120は外壁部112の外側面と壁部122の内側面が接し内壁部113の上端に天井部121が被さるように組み合わせられ、外壁部112を壁部122に対し相対的に移動させることによって内壁部113の先端と天井部121の間に形成される引出部100aの間隔が調整される。

【選択図】図7



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

内視鏡が接続されるカメラを覆う円筒状のカメラ用ドレープフィルムを収納する収納容器において、

前記円筒状のカメラ用ドレープフィルムが載置される環状の底部と、前記底部の外周端から上方に延びる外壁部と、前記底部の内周端から上方に延び、前記外壁部の高さ以上の高さの内壁部とを有する内容器と、

環状の天井部と、前記天井部の外周端から下方に延びる壁部とを有する外容器と、を備え、

前記内容器と前記外容器は、前記外壁部の外側面と前記壁部の内側面が接し、前記内壁部の上端に前記天井部が被さるように組み合わせられ、

前記外壁部を前記壁部に対し相対的に移動させることによって、前記内壁部の先端と前記天井部の間に形成される引出部の間隔が調整されることを特徴とする収納容器。

【請求項 2】

前記内壁部は円筒状であり、前記天井部の内周端は円形であることを特徴とする請求項 1 に記載の収納容器。

【請求項 3】

前記内容器の前記外壁部の外側面と、前記外容器の前記壁部の内側面は螺合されることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の収納容器。

【請求項 4】

前記カメラ用ドレープフィルムと、前記カメラ用ドレープフィルムを収納する請求項 1 から 3 のいずれかに記載の収納容器と、を含むことを特徴とするカメラ用ドレープ。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、内視鏡が接続されるカメラを覆うカメラ用ドレープフィルムを収納する収納容器及びそれを備えるカメラ用ドレープに関する。

【背景技術】**【0002】**

近年、身体の負担を軽減した低侵襲医療として、カメラに内視鏡が接続された内視鏡装置を用いた内視鏡手術が行われている。内視鏡手術においては、手術中に体液や薬液が付着することがあり、また内視鏡が体内に挿入するため、清潔な状態で使用が必要がある。そのため、本手術前には、感染予防のために内視鏡とカメラを滅菌処理する必要があり、コストや手間がかかるだけでなく、滅菌によるカメラの劣化等が問題となっている。そこで、カメラ表面における清潔性を確保する必要があり、例えば特許文献 1 及び 2 には、円筒状の収納容器に円筒状のカメラ用ドレープフィルムが収納されたカメラ用ドレープを用いて、カメラを円筒状のカメラ用ドレープフィルムで覆うことが記載されている。

【0003】

特許文献 1 及び 2 のカメラ用ドレープは、カメラ用ドレープフィルムの先端部にカメラと内視鏡を接続するための接続部が形成されており、またカメラ用ドレープフィルムの後端部が収納容器の内部で固定されている。そして、特許文献 1 及び 2 のカメラ用ドレープの使用方法是例えば、カメラ用ドレープフィルムの先端部の接続部に内視鏡の接続部を合わせ、その状態を維持したままカメラ用ドレープフィルムの内部において、内視鏡の接続部にカメラの接続部を合わせて、カメラ用ドレープフィルムを介して接続し、その後、収納容器を引っ張って収納容器からカメラ用ドレープフィルムを引き出し、カメラ全体を覆うというものである。

【先行技術文献】**【特許文献】**

【 0 0 0 4 】

【特許文献 1】米国特許第 6 1 2 3 0 8 0 号

【特許文献 2】特開平 7 - 2 0 4 2 1 1 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【 0 0 0 5 】

ここで、手術室においては、感染防止のため清潔箇所と非清潔箇所が厳重に管理されており、清潔な手袋で非清潔なものに触れた場合、清潔なものに触れることはできず、清潔な手袋を交換しなければならない。カメラが清潔なものであれば、カメラをカメラ用ドレープ（当然、清潔なものである）で覆うことは、清潔手袋の交換が必要なく、一人で可能である。しかしながら、カメラは通常、滅菌処理が行われると不具合や劣化の要因となることから、滅菌処理が行われておらず非清潔箇所にあたる。このため、カメラ用ドレープで覆うとすると、少なくとも、非清潔なカメラを持つ者、清潔な内視鏡及びカメラ用ドレープを持つ者の共同で行わざるをえない。そして、これらの者の共同によるカメラ用ドレープフィルム内部での内視鏡とカメラの位置合わせは思いのほか困難である。内視鏡手術という特殊事情のもと一刻を争う場合もあり、これは重要な課題である。また、特許文献 1 のカメラ用ドレープは特に、カメラ用ドレープフィルムの後端のみが収納容器の内部において固定されているため、カメラ用ドレープフィルムが引き出されるおそれがあり、カメラ用ドレープフィルム内部での内視鏡とカメラの位置合わせはさらに不安定となる。

10

【 0 0 0 6 】

20

そこで本発明は、カメラ用ドレープフィルムを収納しカメラと内視鏡の接続を容易にする収納容器、及びカメラ用ドレープの提供を目的とする。

【課題を解決するための手段】

【 0 0 0 7 】

本発明に係る、内視鏡が接続されるカメラを覆う円筒状のカメラ用ドレープフィルムを収納する収納容器は、前記円筒状のカメラ用ドレープフィルムが載置される環状の底部と、前記底部の外周端から上方に延びる外壁部と、前記底部の内周端から上方に延び、前記外壁部の高さ以上の高さの内壁部とを有する内容器と、環状の天井部と、前記天井部の外周端から下方に延びる壁部とを有する外容器と、を備え、前記内容器と前記外容器は、前記外壁部の外側面と前記壁部の内側面が接し、前記内壁部の上端に前記天井部が被さるように組み合わせられ、前記外壁部を前記壁部に対し相対的に移動させることによって、前記内壁部の先端と前記天井部の間に形成される引出部の間隔が調整される。

30

【 0 0 0 8 】

この構成によれば、内壁部の先端と天井部の間に形成される引出部の間隔が調整されるため、使用時において、引出部に位置するカメラ用ドレープフィルムを内壁部の先端と天井部で挟持し、その状態を維持することができる。これにより、カメラ用ドレープフィルムは収納容器から引き出されず、内視鏡とカメラの接続を容易にすることができる。また、引出部の間隔の調整は、外壁部を壁部に対して相対的に移動させることでできるため、簡単に行うことができる。

【 0 0 0 9 】

40

また本発明は、前記内壁部は円筒状であり、前記天井部の内周端は円形であるように構成することができる。この構成によれば、カメラ用ドレープフィルムは円筒状であるため、カメラ用ドレープフィルムの引き出しの際、引っかかりなく素早く行うことができる。

【 0 0 1 0 】

また本発明は、前記内容器の前記外壁部の外側面と、前記外容器の前記壁部の内側面は螺合されるように構成することができる。この構成によれば、前記内容器の外壁部と前記外容器の壁部の相対的な移動を容易にすることができる。

【 0 0 1 1 】

また本発明は、カメラ用ドレープフィルムを収納してカメラ用ドレープとして提供することができる。

50

【発明の効果】

【0012】

本発明のカメラ用ドレープフィルムを収納する収納容器及びカメラ用ドレープによれば、カメラと内視鏡の接続を容易にすることができる。

【図面の簡単な説明】

【0013】

【図1】本発明の一実施形態に係る収納容器の斜視図である。

【図2】本発明の一実施形態に係る収納容器の上面図である。

【図3】本発明の一実施形態に係る収納容器の正面図である。

【図4】図2のX-X線断面図である。

10

【図5】図4における内容器を表した図である。

【図6】図4における外容器を表した図である。

【図7】図4におけるカメラ用ドレープフィルムを収納した状態を表した図である。

【図8】本発明の他の実施形態に係る断面図である。

【発明を実施するための形態】

【0014】

以下、本発明の一実施形態に係るカメラ用ドレープフィルムを収納する収納容器について、図面を参照しながら説明する。

【0015】

< 収納容器 >

20

図1は収納容器100の斜視図、図2は収納容器100の上面図、図3は収納容器100の正面図である。図1から3に示すように、収納容器100は中空の円筒状のものであって、使用時においては、カメラが下端の開口から上端の開口に向かって中空を通過するように構成されている。図4は、図2における収納容器100のX-X線断面図である。図4に示すように、収納容器100は、内容器110と、外容器120を備え、内容器110と外容器120が組み合わされて構成されている。内容器110と外容器120の間には引出部100aが形成されており、図7に示すように、使用時においては、この引出部100aにカメラ用ドレープフィルムFが位置し、引出部100aからカメラ用ドレープフィルムFが引き出される。収納容器100は例えば、PET樹脂などのポリエステル系樹脂、ABS樹脂などのスチレン系樹脂、PC樹脂などのアクリル系樹脂、ポリエチレン系樹脂、ポリプロピレン系樹脂等の高分子樹脂、金属、紙の材料で構成される。収納容器100において内容器110と外容器120は、異なる材料で構成させてもよい。

30

【0016】

< 内容器 >

図5は、図4における内容器110を表した図である。図5に示すように、内容器110は、環状の底部111と、底部111の外周端から上方に延びる外壁部112と、底部111の内周端から上方に延びる内壁部113を有する。ここで環状とは、内側に開口を有する形状のものを意図し、外周端及び内周端の形状(円、三角、四角等)は問われない。底部111、外壁部112及び内壁部113の厚みは例えば0.5から3mmに設定され、それぞれ異なる厚みで構成させてもよい。

40

【0017】

環状の底部111は、開口からカメラが通過し、また後述する円筒状のカメラ用ドレープフィルムFを載置させるものであって、底部111の内周端の内側は、円筒状のカメラ用ドレープフィルムFの内径より小さくなるように形成される。内周端と外周端の間の長さは例えば5から20mmに設定される。内周端の形状は特に限定されないが、カメラ用ドレープフィルムFの引き出しやすさを考慮すると、円形が好ましい。この場合、内周端の内径は例えば50から200mmに設定される。また、外周端の形状も特に限定されないが、収納容器100の持ちやすさを考慮すると円形が好ましい。この場合、外周端の内径は例えば60から240mmに設定される。本実施形態に係る底部111においては、内周端及び外周端共に円形であるリング状に形成されている。

50

【 0 0 1 8 】

外壁部 1 1 2 は、底部 1 1 1 の外周端から上方に延びるように形成される。したがって、底部 1 1 1 の外周端の形状が例えば四角であると、外壁部 1 1 2 は中空の四角柱状となる。外壁部 1 1 2 の底部 1 1 1 から上端への高さは、引出部 1 0 0 a に合わせて設計されるが、例えば 5 から 5 0 mm に設定される。本実施形態に係る外壁部 1 1 2 においては、収納容器 1 0 0 の持ちやすさを考慮して、円筒状に形成されている。

【 0 0 1 9 】

内壁部 1 1 3 は、底部 1 1 1 の内周端から上方に延びるように形成される。したがって、底部 1 1 1 の内周端の形状が例えば四角であると、内壁部 1 1 3 は中空の四角柱状となる。本実施形態に係る内壁部 1 1 3 は、使用時におけるカメラ用ドレープの引き出しやすさを考慮して、円筒状に形成されている。内壁部 1 1 3 の底部 1 1 1 から上端への高さは、外壁部 1 1 2 の高さ以上高く構成されており、例えば 1 0 から 5 0 mm に設定される。

【 0 0 2 0 】

< 外容器 >

図 6 は、図 4 における外容器 1 2 0 を表した図である。図 6 に示すように、外容器 1 2 0 は、環状の天井部 1 2 1 と、天井部 1 2 1 の外周端から下方に延びる壁部 1 2 2 を有する。環状については、前述のとおりである。天井部 1 2 1 及び壁部 1 2 2 の厚みは例えば 0 . 5 から 3 mm に設定され、それぞれ異なる厚みで構成させてもよい。

【 0 0 2 1 】

天井部 1 2 1 は、開口からカメラが通過するものであって、開口は使用するカメラより大きくなるように形成される。また、天井部 1 2 1 は、図 4 に示すように、内壁部 1 1 3 の上端に被さるように構成される。これにより、天井部 1 2 1 と内壁部 1 1 3 の間に引出部 1 0 0 a を形成することができる。天井部 1 2 1 の内周端の形状は特に限定されないが、カメラ用ドレープフィルム F の引き出しやすさを考慮すると、円形が好ましい。この場合、内周端の内径は例えば 5 0 から 2 0 0 mm に設定される。また、天井部 1 2 1 の内周端の形状は、内壁部 1 1 3 の上端の形状と略一致することが好ましい。外周端の形状は特に限定されないが、収納容器 1 0 0 の持ちやすさを考慮すると、円形が好ましい。この場合、外周端の中心からの距離は例えば 6 0 から 2 4 0 mm に設定される。本実施形態に係る天井部 1 2 1 は、内周端及び外周端共に円形であるリング状に形成されている。

【 0 0 2 2 】

壁部 1 2 2 は、天井部 1 2 1 の外周端から下方に延びるように形成される。また、壁部 1 2 2 の内側面は、図 4 に示すように、内容器 1 1 0 の外壁部 1 1 2 の外側面と接するように構成される。これにより、内容器 1 1 0 の外壁部 1 1 2 を、外容器 1 2 0 の壁部 1 2 2 に対して上下方向に摺動させて、引出部 1 0 0 a の間隔を調整することができる。壁部 1 2 2 の形状は特に限定されないが、天井部 1 2 1 の外周端の形状が例えば四角であると、中空の四角柱状に形成される。壁部 1 2 2 の天井部 1 2 1 から下端への高さは例えば 1 0 から 5 0 mm に設定され、内壁部 1 1 3 の高さと同様であることが好ましい。本実施形態に係る壁部 1 2 2 は円筒状に形成されている。また、壁部 1 2 2 は断面視において天井部 1 2 1 から下方に直角に延びて互いに向かい合った形状で形成されてもよいが、本実施形態に係る壁部 1 2 2 は図 4 に示すように、収納容器 1 0 0 の持ちやすさを考慮して、断面視において、外壁部 1 1 2 の上方付近で屈曲した、くの字が互いに向かい合った形状で形成されている。

【 0 0 2 3 】

< カメラ用ドレープフィルム >

カメラ用ドレープフィルム F は、カメラを覆うものであって、フィルムにより円筒状に形成されている。一方端はカメラが挿入できるように開口されており、他方端はカメラと内視鏡が接続できるように接続部が形成されている（単に開口されているものでもよい）。カメラ用ドレープフィルム F の折径は使用するカメラの形状に合わせて設定されるが、5 0 から 3 0 0 mm が好ましい。折径とは、円筒状のカメラ用ドレープフィルム F をそのまま平面にひろげた際の平面視における上端から下端までの幅のことをいい、この折径を

2 倍して円周率で割ることにより内径が求められる。また、一方端から他方端への長さは、使用するカメラの形状に合わせて設定されるが、2000 から 5000 mm が好ましい。カメラ用ドレープフィルム F は、ポリウレタン系樹脂、ポリエチレン系樹脂、ポリアミド系樹脂等の公知の高分子樹脂によって形成される。

【0024】

カメラ用ドレープフィルム F は長尺であるが、蛇腹状に手繰り寄せ、収納容器 100 に収納できるようにコンパクトにすることができる。また、長手方向に沿って一定間隔で折り返していったコンパクトにすることもできる。この場合、他方端が内径に向かうように（一方端が外径に向かうように）折り返してもよく、反対に、他方端が外径に向かうように（一方端が内径に向かうように）折り返してもよい。間隔は例えば、5 から 50 mm に設定される。

10

【0025】

次に、本発明の一実施形態に係るカメラ用ドレープフィルム F を収納する収納容器の使用方法について説明する。

【0026】

内容器 110 を準備し、図 7 に示すように、底部 111、外壁部 112 及び内壁部 113 によって囲まれた空間（円状の溝）に、一方端が外径に向かうように折りたたまれたカメラ用ドレープフィルム F を入れ、底部 111 に載置する。このとき、内壁部 113 の先端はカメラ用ドレープフィルム F で覆われており、接続部は内容器 110 の略中心に位置する。

20

【0027】

次に、壁部 122 の内側が、内容器 110 の外壁部 112 の外側と接触するように、また、天井部 121 が、内容器 110 の内壁部 113 の先端が被さるようにして、外容器 120 を、内容器 110 と組み合わせる。このとき、内壁部 113 の先端と天井部 121 の間に形成された引出部 100a に、カメラ用ドレープフィルム F が位置し、内壁部 113 の先端と天井部 121 によって、カメラ用ドレープフィルム F が挟持される。これにより、カメラ用ドレープフィルム F が収納容器 100 から引き出されず、安定した状態で維持される。

【0028】

この状態で、底部 111 の開口からカメラを挿入し、カメラ用ドレープフィルム F の接続部まで導き、カメラと内視鏡を接続する。ここで、底部 111 の開口からカメラを挿入する作業は、カメラを手を持って行うこともできるが、カメラ用ドレープフィルム F の他方端を下方に向けた状態（内容器 110 と外容器 120 を把持し、天井部 121 を下方に向けた状態）にして、底部 111 の開口からカメラを落とし込むことによって行うことができる。この行為は、従来の収納容器であれば不可能である。なぜなら、カメラ用ドレープフィルム F は収納容器の内部で一方端のみが固定されているため、下方に向けてしまうと、カメラ用ドレープフィルム F が滑り出されてしまうからである。カメラ用ドレープフィルム F がウレタン系樹脂のような腰のない高分子樹脂のとき、円筒形状を保持することができず、収納容器に収納されていたとしても、下方に向けた状態以外では他方端付近でカメラを挿入しにくい場合がある。このような場合であっても、収納容器 100 であれば、カメラの落とし込みによってカメラの挿入を行うことができるため、収納容器 100 は特に有用といえる。

30

40

【0029】

次いで、壁部 122 と外壁部 112 を互いに上下方向に摺動させて、内壁部 113 の先端と天井部 121 による挟持をゆるませ、収納容器 100 をカメラコードに沿って引き、カメラ用ドレープフィルム F を引出部 100a から順次繰り出して、カメラ全体を覆う。収納容器 100 の内部において、カメラ用ドレープフィルム F の一方端は固定されていないため、カメラ用ドレープフィルム F を全て繰り出して、収納容器 100 とカメラ用ドレープフィルム F を分離することができる。また、全てを繰り出さなくても、カメラ用ドレープフィルム F が折り返されたままの状態、内容器 110 と外容器 120 を取り外すこ

50

とができる。このように収納容器 1 0 0 とカメラ用ドレープフィルム F が簡単に分離可能なことにより、収納容器 1 0 0 をカメラコードのカメラが接続されていない側（もちろんカメラが接続された側からも）から取り出すことができ、収納容器 1 0 0 が不必要な場合、収納容器 1 0 0 を不潔でない者が触れてしまった場合において、特に有用である。

【 0 0 3 0 】

以上、本発明の一実施形態について説明したが、本発明の具体的な態様は上記実施形態に限定されるものではない。例えば、上記実施形態において、外壁部 1 1 2 の外側面と壁部 1 2 2 の内側面を単に接するように構成したが、図 8 に示すように外壁部 1 1 2 の外側面に雌ネジ部 1 1 2 a、壁部 1 2 2 の内側面に雄ネジ部 1 2 2 a を形成し（外壁部 1 1 2 の外側面に雄ネジ部、壁部 1 2 2 の内側面に雌ネジ部を形成してもよい）、互いに螺合するように構成してもよい。これにより、外壁部 1 1 2 と壁部 1 2 2 の相対的な移動を容易にすることができる。また、引出部 1 0 0 a が一定以上閉まらないようにすることができるため、カメラ用ドレープフィルム F の必要以上の力による挟持を抑え、破損を防止することができる。また、外壁部 1 1 2 の外側面と壁部 1 2 2 の内側面のいずれか一方に凸部、いずれか他方にそれに対応する凹部を形成し、互いに係合するように構成してもよい。これにより位置合わせの状態を確実に維持することができる。

10

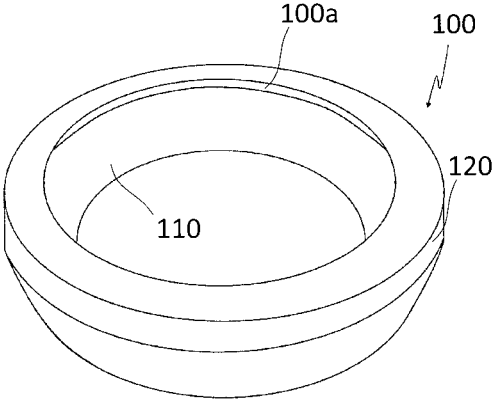
【符号の説明】

【 0 0 3 1 】

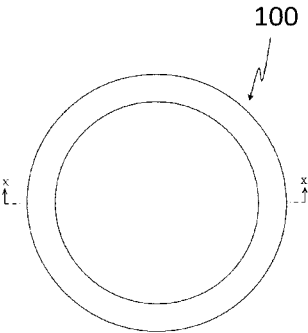
1 0 0	収納容器
1 0 0 a	引出部
1 1 0	内容器
1 1 1	底部
1 1 2	外壁部
1 1 2 a	雌ネジ部
1 1 3	内壁部
1 2 1	天井部
1 2 2	壁部
1 2 2 a	雄ネジ部
F	カメラ用ドレープフィルム

20

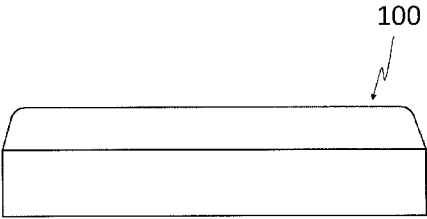
【 図 1 】



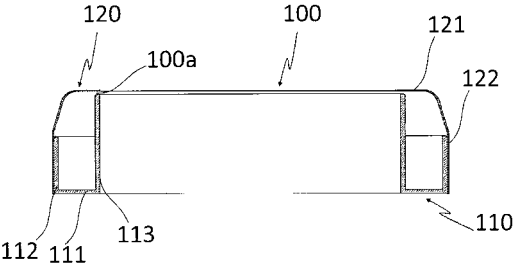
【 図 2 】



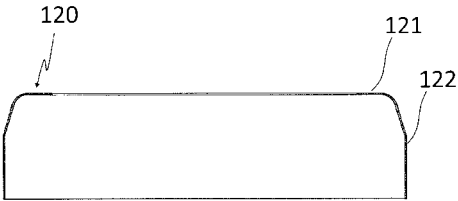
【 図 3 】



【 図 4 】



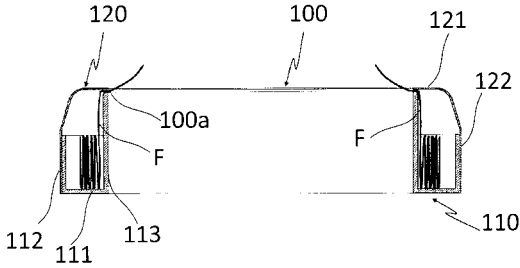
【 図 6 】



【 図 5 】



【 図 7 】



【 図 8 】



フロントページの続き

F ターム(参考) 3E068 AA31 AB03 AC02 AC09 BB02 BB15 CC15 CE02 CE03 CE08
DD08 DD09 DD11 DD29 DE13 DE15 EE15 EE32
4C161 GG14

专利名称(译)	用于存放相机悬垂膜和相机盖布的存储容器		
公开(公告)号	JP2017074984A	公开(公告)日	2017-04-20
申请号	JP2015204891	申请日	2015-10-16
[标]申请(专利权)人(译)	大仓工业株式会社		
申请(专利权)人(译)	大仓工业株式会社		
[标]发明人	山崎淳司 折原正直 福元隆広		
发明人	山▲崎▼ 淳司 ▲高▼石 佳樹 折原 正直 福元 隆広		
IPC分类号	B65D85/00 A61B1/00 A61B50/30		
FI分类号	B65D85/00.Z A61B1/00.300.B A61B19/02.505 A61B1/00.650 A61B1/00.652 A61B46/10		
F-TERM分类号	3E068/AA31 3E068/AB03 3E068/AC02 3E068/AC09 3E068/BB02 3E068/BB15 3E068/CC15 3E068/CE02 3E068/CE03 3E068/CE08 3E068/DD08 3E068/DD09 3E068/DD11 3E068/DD29 3E068/DE13 3E068/DE15 3E068/EE15 3E068/EE32 4C161/GG14		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

要解决的问题：提供一种存储容器，其存储用于照相机的悬垂膜并且便于照相机和内窥镜之间的连接，并且提供用于照相机的盖布。溶剂：存储容器100存储圆柱形盖布膜F for一种照相机，其覆盖与内窥镜连接的照相机，并且包括：内部容器110，其具有环形底部111，用于照相机的盖布膜F放置在所述环形底部111上，外壁部分112和内壁部分113；外容器120具有环形顶部121和从顶部121的外周端向下延伸的壁部122。内容器110和外容器120组装成使得外壁的外侧表面部分112和壁部分122的内侧表面彼此接触，并且顶部部分121覆盖内壁部分113的上端。外壁部分112相对于壁部分122移动以调节空间抽屉部分100a形成在内壁部分113的顶端和顶部部分121之间。图示：图7

